

# 法律ケミカル ピーリング

～ひと皮むけば「そうだったのか!」～

田邊 昇 (中村・平井・田邊法律事務所/ねもと皮膚科/医師, 弁護士, MBA)

法律・裁判・訴訟、むずかしい…って思いませんか？

医師で弁護士でもある田邊先生が、法律をケミカルピーリングしちゃいました。すると…アラ不思議、なんだかとっつきやすくなりました。どうぞお気軽に、お気軽に、読んでみてください！

## 第20回 診療中のセクハラ・わいせつ行為と 言われないために

言うまでもないことだが、医療という行為は、患者の性的な事項も含めて問診する場合もあり、基本的には裸になってもらって全身の診察をすることが基本である。入院患者が貸与を受ける入院着は、脱ぎやすさを前提に作られており、裸になることは、ヒトという生物を全体として診察して、適切な診療を行うために本来不可欠なものである。実際に患部を見ないで処方するようなことを行っている医師がいるが、本来は誤りであろう。

しかし、一方で、最近ではプライバシー保護の観点から、服の上から心音がわかる聴診器があったり、とくに女性患者の診察において、服を脱がせないで診察を行ったりすることが増えているようである。もちろん、診療に不要であれば、最小限のプライバシー侵害で診療を行うべきところだが、乳がんの手術では乳房を見ないわけにはいかないし、梅毒の疑いがあるのに性器の診察をしないのは、不適切であろう。

そのようなケースでも、場合によっては、わいせつ行為を受けたとして患者からクレームがつく場合があり、これが刑事事件になったり、騒ぎになったりすると、医師、医療機関としては致命的である。



強制わいせつ罪の条文は以下のとおりである。

### 刑法176条

13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。  
13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

ここでいう「暴行又は脅迫」とは、被害者の反抗を著しく困難にする程度のものであることを要するというのが裁判実務である。もちろん、医師が患者に暴行するようなことはありえないし、脅迫でも「ちゃんと見せないと診療できませんよ。性病だったら大変ですよ」といった程度では同条の脅迫に該当することはないといえよう。

また、従前の最高裁判例では、わいせつ行為が「加害者の性欲を刺戟興奮させまたは満足させるという性的意図のもとに行われること」が要件とされていた(最高裁昭和45年1月29日第1小法廷判決)。しかし、被害者が性的羞恥心を覚えるような行為は、加害者にそのような性的意図がなくても、同罪に該当するという最高裁判例が最高裁平成29年11月29日大法廷判決として出されている。客観的に被害者に性的羞恥心を覚えるような行為はわいせつ行為に該当することになるから、どのような行為をするのか、その行為の必要性などを事前に丁寧に説明して、できれば記録化しておくことが必要になってくる。もっとも、診察室で白衣を着た医師が患者を診察している状況は「客観的に」患者にわいせつ行為を行っているとは評価されないであろうから、過度に神経質になる必要はないと思われる。



医療現場での性的犯罪はないわけではないが、暴行や脅迫が医療現場で行われることは通常ありえず、現実に立件されているのは、準強制わいせつ罪である。

この条文は以下のとおりである。

### 刑法第178条

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

手術などの麻酔中や患者の就眠中はもとより、診察中は、患者は医師の行うことに従うしかないので、暴行脅迫がなくても、準強制わいせつ罪として扱われるケースが多い。とくに、診療中のわいせつ行為は医師免許に関しては非常に重く処分されることになっている。